

守成クラブ福島 役員規程

第1章 役員の選考基準

(代表)

第1条 本会場代表世話人は、次の要件を満たす者とする

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人1年以上の経験者であること
3. 原則としてゴールド会員であること
4. 会員の見本的人物で、例会、世話人会、反省会に積極的参加し、90%以上の出席が出来る方。

注.(代表は、県連会長の承認を得なければならない)

(副代表)

第2条 代表の補佐役として、次の要件を満たす者とする

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人1年以上の経験者であること
3. がんばれ盾以上の受賞者であること
4. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上出席が出来る方

(会計)

第3条 福島会場全ての会計を任務とし、次の要件を満たす者

1. 法人格の代表者及び準ずる者
2. 本会場世話人1年以上の経験者であること
3. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上出席が出来る方
4. 会計関係経験者及び会計知識を持っておられる方

(世話人)

第4条 次の要件を満たす者

1. 守成クラブ在籍1年以上の方、
2. 例会、世話人会、反省会に積極的に参加し、80%以上の出席が出来る方
3. 正会員の方

第2章 役員を選出方法

(役員選出)

第5条 役員選出は、次の方法により選出する

1. 最初に代表世話人の選考を行い、新代表より三役案を提示し、世話人総会の議決 2/3 以上で決定とする。
(役員の再任は妨げない)
2. 新役員選出日は、前もって世話人総会の 5 日前までに各世話人に通知しなければならない。

(役員選考日程)

第6条 役員(三役以外)の選考日程は、次の要項にする。

1. 毎年3月世話人総会において、次期役員案を告知する。
2. 毎年4月世話人総会において、決議、又は投票で決定する。
3. 毎年4月例会において、新役員案を会員に告知し、会員の承認を得るものとする。

第3章 役員慶弔規定

(適用範囲)

第7条 本規定の適用の対象範囲は、下記の通りとする。

(1)本会場、三役、世話人とする。

(適用金額)

第8条 前項に定める者及びその家族等の慶弔の際は、次の基準により慶弔金を送るものとする。

(1)死亡見舞金)

本人	20,000円
妻	10,000円
実父母	5,000円
子(後継者に限る)	5,000円
(他に供花1基 弔電)	

(2)結婚祝い

本人のみ	20,000円
------	---------

(3)傷病見舞金

世話人本人が、負傷、病気のため2週間以上入院加療の場合	10,000円
-----------------------------	---------

(4)災害見舞金

世話人本人の事業所、自宅等の罹災の場合は、その都度代表世話人が定め、次回世話人会の了承が必要とする。

(適用申請)

第 9 条 慶弔金に該当する時は事務局に早めに報告するものとし、理由発生後、連絡無く 1 ヶ月を経過した場合は、原則として本規定の適用は除外とする。

第 5 章 旅費規程

(目的)

第 10 条 この規程は、福島会場世話人が、代表世話人の要請により、他会場出席した場合に適用される。

(支給範囲)

第 11 条 世話人(三役、世話人)が、会場を代表して、他会場に出席要請され出席した場合に支給する。

(他会場周年行事、県連行事、全国大会等)

上記以外の理由で、他会場出席が必要と認められた時

(世話人会の承諾が必要)

(支給金額)

第 12 条 補助金額は、下記の金額とし、その都度事務局に申請し、例会当日に支払う事とする。1 ヶ月以上届け出が無い場合は無効とする。

1. 下記の支給判断は、前もって世話人総会の承認が必要とする。

(1)参加費

県内外の他会場出席 2, 000 円

県連出席 1, 000 円

全国大会 世話人 35, 000 円

(全国大会、会員の場合は、10, 000 円を基準に世話人会で決定する)

(2)旅費

1. 県内外の他会場、 出席は、一律 1, 000 円とする。

2. 全国大会出席は、 一律 5, 000 円とする。

(その他)

第 13 条 この規定に属さない事項は、その都度世話人会で、承認、決定される。世話人総会承認無き事項は無効とする。

(附則)

第 14 条 この規定は平成 28 年 6 月 1 日より施行とする